

協働事業提案制度 ガイドライン

2007年度版

柏 市

1 協働とは

柏市では、『市民との協働に関する指針』と『柏市民公益活動促進条例』を平成16年に施行しました。この指針と条例は、「市民、市民公益活動団体、市など、みんなで知恵や力を出し合いながら、地域における課題の解決に取り組んでいこう」という考え方を取り入れています。この考え方は、お互いの立場や特性を認めながら、役割分担・連携・補完・協力を図り、より良いまちにするという共通の目的に向かって、共に取り組むというものであり、『協働』という言葉でも言い換えられます。

2 協働事業提案制度とは

この『協働』という考え方のもと、「市と協働して事業を進めたい」、あるいは「既に行われている行政の事業をより良いものにしたい」、そんな想いをお持ちの皆さんからの提案を受け、共に提案内容の実現性を高め、事業の実施に向けて力を合わせていく仕組みとして導入するもので、公共サービスの質の向上、市民公益活動団体の事業力強化、市職員の協働意識の構築、更に市の既存事業の見直しを目的としています。

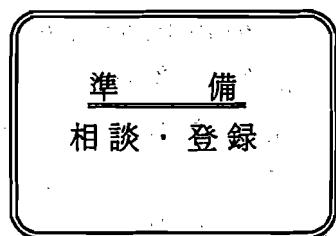
提案する分野には、特に制限はありません。新たな事業提案だけでなく、市がすでに実施している事業に関連する提案も可能です。

ただし、市と協働して行う『公益=社会全体の利益』を目的として行う事業ですので、営利を目的とした事業の提案はできません。また、提案者と市が、それぞれの責任と役割分担を明らかにして行う事業ですので、行政への一方的な要望といったものは、この提案制度にはなじみません。

提案は、一定のルールに基づき審査（選考）されたのち、原則として翌年度の事業実施に向けた予算化を検討します。

なお、事業は、市から提案者への特定契約（柏市民公益活動促進条例に規定する市民公益活動団体との委託契約）などの協働形態により実施されます。

3 協働事業提案制度のあらまし



- 協働事業提案の募集をします

広報やホームページを通じて、提案の募集を行います。

- 提案募集説明会を開催します

募集開始とあわせて、説明会を開催し、提案内容を考えるきっかけをつくります。

- 事前登録が必要になります

提案にあたっては、柏市民公益活動促進条例に基づく登録をしていただく必要があります。登録にあたっては、一定の要件があります。

- 想いを形にしていただきます

豊かで住みよい地域社会をつくるための具体的な提案をまとめ、応募していただきます。応募にあたっては、所定の様式を使用してください。

- 提案内容の事前相談をワンストップで

提案内容や提案内容に関連する市の事業についての御質問・御相談は市民活動推進課が窓口となります。

御希望に応じて、関連事業担当部署との事前協議の機会を調整します。

- 協働事業選考委員会が審査します

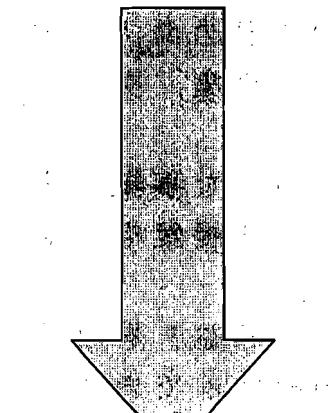
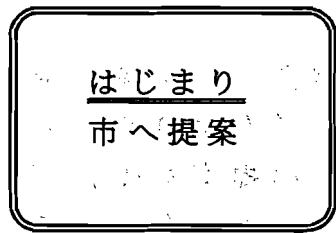
提案の審査は、『協働事業選考委員会』が行います。

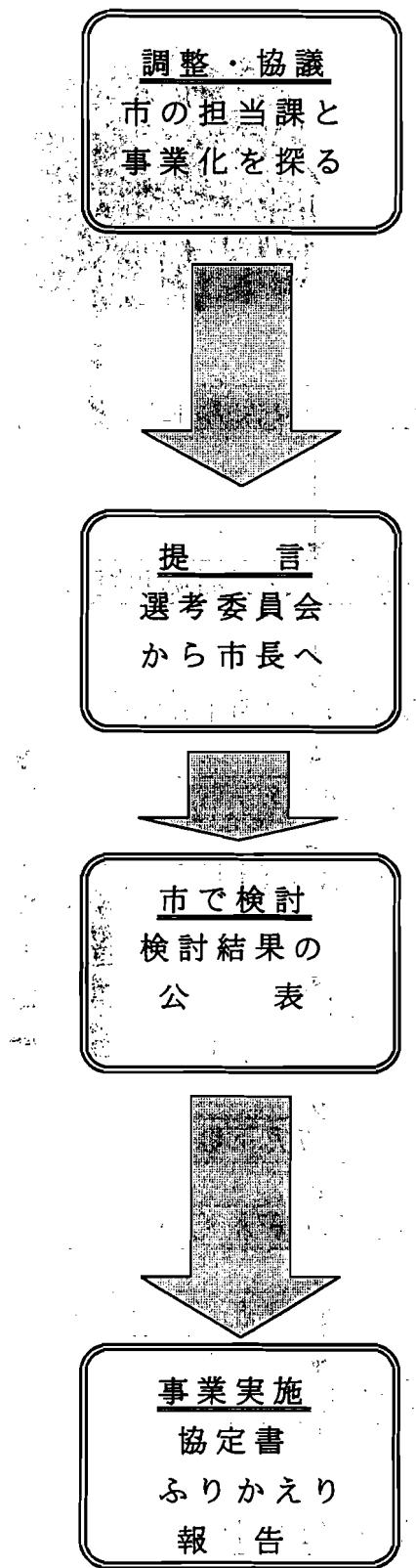
審査は、2回に分けて行われます。

- 協働コーディネーターが応援します

『協働コーディネーター』が提案の実現に向けたお手伝いをします。

市事業担当課との橋渡し役、提案へのアドバイス役を担います。





●三人寄れば文殊の知恵

提案者と市の担当課で、事業実施に向けての可能性を探っていきます。また、協働コーディネーターの知恵や経験が加わることで、提案にさらなる磨きがかかります。

●協働の芽を育てます

事業実施に向けての検討に一定の時間をかけてことで、協働意識の芽が育っていきます。

●協働事業選考委員会が提言します

協働事業選考委員会は、提案内容の審査結果や検討経過について、市長に提言を行います。提言にあたっては、提案者、協働コーディネーター、事業担当課からの意見を聴取します。

●市長が検討結果を公表します

提言に対する市の検討結果を公表します。この結果、「協働事業として推進したい」とされた提案は、予算編成に向けて、提案者と市事業担当課との間で、事業の実現に向けてさらなる調整・協議を行います。

なお、予算要求は一括して市民活動推進課で行った後、市事業担当課に配当替えします。

●協働事業協定書を結びます

協働事業は、予算の確定する4月以降に契約を結びスタートします。

また、協働事業として実施する際の理念やルール、役割分担などを補完する『協働事業協定書』を結びます。

●ふりかえり会議などを開催します

事業中間期において、協働状況等について振り返り、改善方針等を確認していく場を設定します。

4 協働事業提案制度フロー(概要版)

■提案準備の段階

☆私たちは、市と一緒にこんな事業がしたい!
☆こんなことができるかな?



提案内容の検討・具体化

事前相談：市民活動推進課

市へ登録（市民公益活動団体登録）

提案事業の応募

協働事業提案の募集（4月16日～）

提案募集説明会（4月27日）

提案募集締切り（5月31日）

選考の段階

公開・協議の場へ参加

一次選考会（7月上旬）

書類&ヒアリングシート審査

調整・協議期間①（7月下旬～）

二次選考会：聞き取り審査（9月下旬）

選考委員会から市長へ提言（11月上旬）

提言検討結果の公表（12月上旬）

実施準備の段階

役割分担の明確化

調整・協議期間②（12月～）

予算要求

※予算措置が図られた場合

契約書・協働事業協定書の締結
(平成20年4月以降)

協働事業の実施へ

5 協働事業提案制度の具体的な流れ

(1) 相談

- ・協働事業提案制度に関する相談は、市民活動推進課（℡ 7167-1126）が窓口になります。お気軽に御相談ください。

(2) 登録

- ・協働事業提案を行う場合は、事前に市民公益活動団体登録が必要です。
- ・所定の様式【P15～16】に基づいて、市に登録の申請をしてください（申請書は、市のホームページでも入手可能）。申請窓口は、市民活動推進課または柏市民活動センターです。

(3) 応募

- ・応募期間は、4月16日（月）～5月31日（木）の間です。
- ・所定の様式【P17～25】に基づいて、市へ応募してください（申請書は、市のホームページでも入手可能）。
- 応募の窓口は、市民活動推進課になります。
- ・応募用紙は、窓口へ直接お持ちください。
- ・提案は、一提案者につき一件までとします。
- ・複数の団体による共同提案も可能です。

(4) 提案募集説明会

- ・具体的な制度の説明やスケジュール等に関する説明会です。
- ・平成19年度は、4月27日（金）を予定しています。

(5) 一次選考会（書類&ヒアリングシート審査）

- ・平成19年度は、7月上旬を予定しています。
- ・提案内容についての書類選考を行います。
- ・選考は、選考委員会（学識経験者、市職員、公募市民等で構成）が別に定める審査基準に基づいて行います。
- ・選考に先立ち、選考委員会からのヒアリングシート（質問票）を提案者及び市事業関係課に配布いたします。
- ・提案者及び市事業関係課には、別に定める期日までにヒアリングシートへの回答票を市民活動推進課まで提出していただきます。
- ・参加者は、選考委員会委員及び協働コーディネーターです。
- ・提案者は、一次選考会に出席していただく必要はありません。
- ・一次選考を通過した提案は、提案の成案化に向けたステップに進みます。

(6) 調整・協議期間①

- ・期間は、7月上旬から9月下旬までの約3ヶ月間です。
- ・二次選考会に向けた、提案者と市事業関係課との調整期間です。
- ・提案内容に関しての市事業関係課との協議や情報収集等を通じて、提案の事業化についての可能性を検討し、実施に向けての課題等を整理していただく期間です。
- ・調整／協議にあたっては、協働コーディネーターが介添え役として参加します。
- ・協働コーディネーターは、NPO活動及び行政の仕組み等に造詣の深い方を選任しています。
- ・打ち合わせ等の具体的な日程は、原則として市民活動推進課が関係者（提案者、市事業関係課、協働コーディネーター）の皆さんからの求めに応じて調整します。
- ・調整／協議の結果に応じて、提案内容を修正していただくこともあります。

(7) 二次選考会（聞き取り審査）

- ・平成19年度は、9月下旬を予定しています。
- ・提案者、市事業関係課、協働コーディネーターによる調整／協議の結果を踏まえ、選考委員会による審査を行います。
- ・参加者は、提案者、選考委員会委員、協働コーディネーター、市事業関係課及び市民活動推進課等です。
- ・一次選考会を通過した提案の提案者は、必ず二次選考会に出席していただきます。

(8) 選考委員会から市長へ提言

- ・『提言書』の提出は、11月上旬を予定しています。
- ・選考委員会は市長に対して、二次選考会の結果に基づき、協働事業実施に向けた検討を深めるための提言を行います。
- ・提案者の皆さんには、『提言書』を郵送いたします。

(9) 提言検討結果の公表

- ・市の検討結果の公表は、12月上旬を予定しています。
- ・市長は、提言に対する市の検討結果を公表します。
- ・市の検討結果は、『検討結果報告書』として取りまとめます。
- ・提案者の皆さんには、『検討結果報告書』を郵送いたします。
- ・検討結果の説明は、提案ごとに「協働事業として推進したい」、「協働事業として推進する考えはない」、「その他」の3区分を予定しています。また、それぞれの検討結果の理由も明記します。

(10) 調整・協議期間②

- ・市の検討結果で、「協働事業として推進したい」と回答があった提案については、事業化に向けて提案者と市事業関係課との個別協議を進めていただきます。
- ・調整／協議のポイントは、これまでの過程を通じて明らかになった課題への対応を図るとともに、お互いの役割分担を明らかにしつつ、事業の実施方法や事業経費等の細部調整になります。
- ・打ち合わせ等の具体的な日程は、提案者の皆さんからの求めに応じて、市事業担当課又は市民活動推進課が調整します。
- ・調整／協議の結果に応じて、提案内容を修正していただくこともあります。

(11) 契約書・協働事業協定書の締結

- ・提案者と市事業担当課との間で事業実施に向けた協議が整い、かつ予算化が図られた段階で、協働事業実施の特定契約（市から提案団体への委託事業）及び協働事業協定書等を結び、協働事業がスタートすることになります。
- ・委託契約書では、委託者（市）と受託者（提案団体）が、契約業務を履行する上で相互に遵守する事項を総括的に規定します。
- ・協働事業協定書では、協働事業の理念・目的や内容、相互の役割分担、連絡体制等の取り決めを行い、契約書を補完するものとします。

⇒協定書の例については、【P26～29】を御覧ください。

6 提案内容のルール

(1) 対象となる事業

事業は、単年度事業（平成20年4月1日～平成21年3月31日までに完結する事業）とし、次の要件を備えた事業を対象とします。

なお、テーマは「自由テーマ」とします。

- ①公益的・社会貢献的な事業であって、提案団体と柏市が協働して取り組むことにより、地域課題や社会的課題の解決が図られる事業
- ②市民満足度が高まり、具体的な成果・効果が期待できる事業
- ③協働で実施することにより相乗効果が高まる事業
- ④協働の役割分担が明確かつ妥当で、提案団体が実施することが可能である事業
- ⑤モデル的・先駆的な工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業
- ⑥予算の見積り等が適正である事業

《対象外とするもの》

- ・ 営利を目的としたもの
- ・ 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ・ 政治、宗教、選挙活動に関わるもの
- ・ 施設等の建設や整備を目的とするもの
- ・ 事業実施を伴わない調査のみの事業
- ・ 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント
- ・ 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に助成等を受けているもの
- ・ 既に実施している市民提案型制度に該当する提案（公の施設の指定管理者制度等）
- ・ その他公序良俗に反するもの

(2) 対象となる事業の形態

対象となる事業の形態は、市の予算を伴うもので、市からの特定契約（柏市民公益活動促進条例に規定する市民公益活動団体との委託契約）などの協働形態で実施するものとします。

なお、柏市や国、他の地方公共団体及びそれらの外郭団体等から委託や助成等を受けている事業、または受ける可能性のある事業については対象外とします。また、複数の市民公益活動団体による共同提案も可です。

(3) 対象となる事業規模

事業規模については、特に制限を設けませんが、協働事業実施経費のうち柏市の歳出相当額が、原則として事業実施年度における提案団体の総収入額の4分の3以内のものとします。

7 提案者のルール

(1) 応募資格

柏市内に事務所及び活動場所を有する市民公益活動団体（特定非営利活動法人又は非営利の社会貢献活動を行っている任意団体）で、次の要件を全て満たすものを対象とします（個人は対象としません）。

- ①柏市内で活動を行っていること、又は、既に柏市外で活動を行っており、今後柏市内で活動を行う計画があること
- ②自発性に基づいた活動を自立的・継続的（原則として1年以上）に実施していること
- ③構成する会員が5人以上いること
- ④組織の運営に関する規則（規約、会則等）があること
- ⑤協働事業の連絡責任者が特定できること
- ⑥協働事業を的確に遂行できる能力を有し、事業の成果報告ができること
- ⑦宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと
- ⑧特定の公職者（候補を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- ⑨暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと
- ⑩その他公序良俗に反する団体でないこと

(2) 登録

協働事業提案にあたっては、あらかじめ柏市民公益活動促進条例に基づく団体の登録をしていただく必要があります。

登録にあたっての要件は、「(1) 応募資格」とほぼ同一です。

なお、この登録は、あくまでも特定契約（柏市民公益活動促進条例に規定する市民公益活動団体との委託契約）の相手方としての資格、要件として必要なものであり、登録されたことをもって、提案事業の実施が約束されるものではありません。

(3) 検討プロセスへの参加

- ①提案者は、二次選考会や事業担当課との調整・協議の場に参加していただきます。
- ②提案者は、必要に応じて協働コーディネーターへの相談を行うことができます。

8 選考委員会のルール

(1) 役割

① 協働事業への理解

選考委員会は、協働事業の趣旨とその意義及びこれを推進するルールについて十分理解するとともに、協働事業が多方面に多様にかつ効果的に実施されるよう意見を述べます。

② 透明性の確保

選考委員会は、市民・行政両者が協働事業の趣旨とその意義を理解しうる適切な機会を設けるとともに、情報の提供及び情報の公開にも配慮します。

③ 協働事業推進のための市長への提言

選考委員会は、協働事業に関し、提案者・市事業関係課・協働コーディネーターの調整／協議の結果を確認・審査し、その結果をまとめて、協働事業の推進が図られるように市長に提言する役割を持ちます。

④ 協働事業のモニターと評価の機会の保障

選考委員会は、市長への提言に対する市の検討結果の回答を確認するとともに、その後の協働事業の進展をモニターし、その評価に関するデータを集め、提案者・市民・行政による評価の機会を設けます。

(2) 構成

選考委員会は、学識経験者等、市民公益活動団体関係者、公募市民、市職員で構成します。

(3) 任期

選考委員の任期は、原則として1年とします。ただし、再任は妨げません。

9 協働コーディネーターのルール

(1) 役割

協働コーディネーターは、『協働事業の芽』を育てるために、以下の役割を担います。

① 提案者の介添え

協働コーディネーターは、提案者と市事業関係課とが良好なコミュニケーションを図れるよう、両者のパイプ役として支援を行います。

② 創造的協議の進行支援

協働コーディネーターは、提案者と市事業関係課とが協働事業に創造的かつ真摯に取り組むことができるよう、その協議の進行を支援します。

③ 協働事業への情報提供及び意見

協働コーディネーターは、提案者・市事業関係課の両者に対し、各協働コーディネーターの視点からの情報提供及び参考となる意見・アドバイスをします。

④ 選考委員会への報告

協働コーディネーターは、提案者及び市事業関係課との調整／協議状況について、選考委員会への報告を行います。

(2) 構成

協働コーディネーターは、市民公益活動及び行政の仕組み等に造詣の深い方を選任します。

(3) 任期

協働コーディネーターの任期は、原則として1年とします。ただし、再任は妨げません。

10 協働事業提案制度 Q&A

(1) なぜ、協働事業を行う必要があるのですか？

市民のニーズが多様化する中で、公共に必要なものやサービスを行政が単独で提供するのは、画一性の問題や財源の限界があります。

協働事業提案制度は、市民公益活動団体と行政が協力や連携をすることで新たな公共サービスを創り出していく……

そのような社会のありかたを目指して、制度設計したものです。

(2) 提案者には、どのようなメリットがあるのですか？

皆さんの提案は、様々な機会を通じて公開されるとともに、関係者による協議が進められます。そのため、皆さんのが提案に込めた想いや日頃の活動内容を、市民や市の事業担当課にアピールできる効果もあります。

また、協働コーディネーターが、皆さんの提案がより良いものへと成長するお手伝いをします。

そして、提案については、選考委員会の審査・提言を経て、市から検討結果（実施の可否とその理由）が明らかにされますので、提案があいまいに放置されることはありません。

(3) 協働事業は誰が提案できるのですか？

一定の要件を満たした、市民公益活動団体（特定非営利活動法人又は非営利の社会貢献活動を行っている任意団体）が提案できます。個人はできません。また、提案に先立ち、市へ登録していただきますが、登録には一定の条件があります。

(4) どんなことが提案できるのですか？

「地域で起こっている様々な課題に取り組みたい」という皆さんの想いを共有し、協働で取り組む方法を探るための制度ですので、提案の分野や規模について特に制限はありません。新たな事業の提案だけでなく、すでに市が行っている事業に関連する提案も可能です。

ただし、市と協働して行う『公益＝社会全体の利益』を目的と

して行う事業ですので、営利を目的とした提案はできません。また、提案者と市が、それぞれの責任と役割分担を明らかにして行う事業ですので、行政への一方的な要望といったものは、この提案制度にはなじみません。

(5) 提案すれば全て実現できるのですか？

提案された事業が無条件ですべて実施される、ということはありません。一定の段階と期間を経て調整・協議・審査がされ、選考委員会からの提言に基づき、市が「協働事業として推進したい」とし、なおかつ予算化が図られたものを協働事業としてスタートします。

(6) めんどくさいのではないかですか？

確かに、この制度は一定の時間と手続きを必要とします。しかし、こうしたプロセスを通じて「協働の芽」を育てることが、事業の質を高め、市民満足度を向上させることにもつながると考えています。

(7) 協働事業提案制度について詳しく知りたいのですが？

まずは、柏市役所の市民活動推進課まで御相談ください。

御相談・お問い合わせは…

柏市役所 市民生活部 市民活動推進課

〒277-8505

千葉県柏市柏五丁目10番1号

TEL 04-7167-1126

Fax 04-7167-8103

E-mail shiminkatsudo@city.kashiwa.lg.jp

市のホームページ「かしわシティネット」

<http://www.city.kashiwa.lg.jp/>